

○五條市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

平成 24 年 8 月 28 日

告示第 100 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）又は戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された戸籍の附票の写し及び磁気ディスクをもって調製された戸籍附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第 1 2 条第 1 項、第 1 5 条の 4 第 1 項、第 2 0 条第 1 項又は第 2 1 条の 3 第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第 1 2 条の 3、第 1 5 条の 4（第 1 項及び第 2 項を除く。）、第 2 0 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）又は第 2 1 条の 3（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第 1 0 条第 1 項又は第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第 1 0 条の 2（第 2 項を除く。以下同じ。）又は第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条の 2 の規定により住民票の写し等を請求する者

(登録対象者)

第 3 条 本人通知制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者、失踪宣告を受けた者又は住民基本台帳法施行令

(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されている者は、対象としない。

(事前登録の申込み等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ五條市本人通知制度事前登録申込書(様式第1号)により、市長に登録(以下「事前登録」という。)を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、マイナンバーカード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市の備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任の旨を証する書面

4 申込者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

5 前項の申込みについては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事前登録等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、五條市本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、五條市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、次に掲げる事項を記載した五條市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。

ただし、市長が特別な請求と認めた場合は、この限りでない。

(1) 交付した住民票の写し等交付年月日

(2) 住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付請求者の種別

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
  - (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
  - (4) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附則(令和4年告示第198号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和4年告示第324号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(令和5年告示第81号)

この要綱は、公布の日から施行する。